

島根県社会福祉士会 役員選出規程

2020年4月1日制定

(趣旨)

第1条 一般社団法人 島根県社会福祉士会定款26条に基づき、役員選任に関する事項を次のとおり定める。

(選出区分)

第2条 理事は下表の選出区分から選出する。(7人)

2 前項に掲げるほか、理事会において推薦した者。(5人)

選出区分	選出人数	選出方法	備考
松江ブロック (松江市、安来市)	1人	各ブロックで立候補、又は推薦を行う。	12人
雲南ブロック (雲南市、奥出雲町、飯南町)	1人		
出雲ブロック (出雲市)	1人		
県央ブロック (大田市、川本町、邑南町、美郷町)	1人		
浜田ブロック (浜田市、江津市)	1人		
益田ブロック (益田市、津和野町、吉賀町)	1人		
隠岐ブロック (隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村)	1人		
理事会推薦	5人	会員の中から推薦	

3 監事は理事会が総会に推薦し、承認された2人をもってあてる。

(選出方法)

第3条 理事の選出は、次の手続きにより行う。

- (1) 各ブロックで立候補を募る。
- (2) 各ブロックにおいて定数を超える立候補があった場合は、会員が郵送による投票を行う。投票方法などについての細則は、ブロック内で別に定める。
- (3) おおむね次のようなスケジュールを進める。

9月～10月	各ブロック内で立候補者の募集
11月～12月	定数以上の場合は投票
1月～3月	各ブロックに理事候補者の推薦
4月	理事候補者名簿の作成
5月	総会で承認

附則

1. この規程は、2020年9月1日から施行する。